㈡　当該徴税吏員は、電磁的記録提供命令をするに際し必要があるときは、警察官の援助を求めることができることとする。（第二十二条の十三関係）

㈢　当該徴税吏員は、電磁的記録提供命令により提出させた記録媒体について留置の必要がなくなったときは、その返還を受けるべき者にこれを還付しなければならないこととする。（第二十二条の十七関係）

㈣　当該徴税吏員は、電磁的記録提供命令（電磁的記録を記録媒体に移転させるものに限る。）により提出させた記録媒体につき留置の必要がなくなった場合において、当該電磁的記録提供命令を受けた者と当該記録媒体の保管者等が異なるときは、当該電磁的記録提供命令を受けた者に対し、当該記録媒体の交付をし、又は当該電磁的記録の複写を許さなければならないこととする。（第二十二条の十八関係）

㈤　当該徴税吏員は、電磁的記録提供命令により移転させた電磁的記録について、当該電磁的記録提供命令を受けた者に保管させないこととする理由がなくなったときは、当該者の請求により又は職権で、当該者に対し、当該電磁的記録の複写を許さなければならないこととする。（第二十二条の十八の二関係）

㈥　当該徴税吏員は、犯則事件を調査するため必要があるときは、学識経験を有する者に電磁的記録提供命令により提出させた記録媒体又は提供させた電磁的記録についての鑑定を嘱託することができることとする。（第二十二条の十九関係）

㈦　通告処分により納付すべき金額等の範囲に、電磁的記録提供命令により提出させた記録媒体の運搬及び保管に要した費用を加える。（第二十二条の二十八関係）

㈧　地方団体の長は、間接地方税に関する犯則事件を調査し、犯則の心証を得ない場合において、電磁的記録提供命令があるときは、その解除を命じなければならないこととする。（第二十二条の三十一関係）

㈨　その他電磁的記録提供命令をする場合における通信履歴の電磁的記録の保全要請、目録の提供、夜間の許可状の提示の制限及び調書の作成について、所要の措置を講ずるほか、記録命令付差押えを廃止する。（第二十二条の四、第二十二条の六、第二十二条の十五、第二十二条の二十、第二十二条の二十四関係）

ロ　許可状について、書面によるほか、電磁的記録によることができることとする。また、許可状が電磁的記録による場合には、裁判官により記名押印に代わる措置がとられたものでなければならないこととする。（第二十二条の四、第二十二条の十九関係）

ハ　通信履歴の電磁的記録の保全要請について、書面により又は電磁的記録により求めることができることとする。（第二十二条の六関係）

ニ　領置目録等について、書面又は電磁的記録をもって作成し、領置物件の所有者等に提供しなければならないこととする。ただし、電磁的記録をもって作成する目録の提供は、これを受ける者に異議があるときは、することができないこととする。（第二十二条の十五関係）

ホ　捜索証明書について、書面によるほか、電磁的記録をもって作成するものを提供することができることとする。ただし、電磁的記録をもって作成する証明書の提供は、これを受ける者に異議があるときは、することができないこととする。（第二十二条の二十三関係）

ヘ　質問等に係る調書について、書面によるほか、電磁的記録をもって作成することができる。また、その調書が電磁的記録をもって作成されたものである場合には、当該徴税吏員等により署名押印に代わる措置がとられたものでなければならないこととする。（第二十二条の二十四関係）

ト　検察官への引継ぎについて、次の整備を行う。（第二十二条の三十関係）

㈠　犯則事件の告発について、書面により又は一定の電磁的方法により行う。

㈡　電磁的記録提供命令により提出させた記録媒体又は提供させた電磁的記録があるときは、その電磁的記録提供命令に係る調書を添えて、その記録媒体又は電磁的記録に係る目録とともに検察官に引き継がなければならない。

㈢　㈡の記録媒体又は電磁的記録が検察官に引き継がれたときは、当該記録媒体は検察官によって押収され、又は当該電磁的記録は検察官がする電磁的記録提供命令により提供されたものと、それぞれみなす。

⑵　国税徴収法の規定の例により行う特定電子移転財産権の移転命令について命令違反に対する罰則規定を設ける。（第六十九条の二、第七十一条の二十の二、第七十一条の四十一の二、第七十一条の六十一の二、第七十二条の六十九の二、第七十三条の三十七の二、第七十四条の二十八の二、第九十五条の二、第百四十四条の五十二の二、第百六十九条の二、第二百一条の二、第二百八十六条の二、第三百三十二条の二、第三百七十四条の二、第四百六十一条の二、第四百八十五条の四の二、第五百四十二条の二、第六百十四条の二、第六百九十六条の二、第七百条の六十七の二、第七百一条の十九の二、第七百一条の六十六の二、第七百二十九条の二、第七百三十三条の二十五の二、第七百三十九条の六関係）

⑶　国税関係法令及び税理士法第五十六条の規定に基づき行政機関の長の間で行う通知については、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用して行うことができることとする。（第七百四十七条の四、第七百四十七条の五関係）

⑷　機構が特定徴収金の収納の事務の一部を特定金融機関等に委託した場合において、法人の事業税その他の地方税に係る特定徴収金の納付又は納入における一定の手続が法定納期限に行われたとき（その税額が一定の金額以下である場合に限る。）であって、一定の日までにその納付又は納入がされたときは、法定納期限においてされたものとみなして、延滞金に関する規定を適用することとする。（第七百四十七条の六関係）

第２　地方税法等の一部を改正する等の法律附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部改正

国税徴収法の規定の例により行う特定電子移転財産権の移転命令について命令違反に対する罰則規定を設ける。（第二十八条の二関係）

第３　森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の一部改正

国税徴収法の規定の例により行う特定電子移転財産権の移転命令について命令違反に対する罰則規定を設ける。（第二十四条の二関係）

第４　特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律の一部改正

国税徴収法の規定の例により行う特定電子移転財産権の移転命令について命令違反に対する罰則規定を設ける。（第二十六条の二関係）

第５　その他

１　電磁的記録提供命令により電磁的記録を提供させ、又は電磁的記録に係る記録媒体の領置若しくは差押えをするに当たっては、デジタル社会において個人情報の保護がより重要となっていることに鑑み、できる限り犯則事件と関連性を有しない個人情報を取得することとならないよう、特に留意しなければならないものとする。（改正法附則第二十一条関係）

２　自動車税の環境性能割及び軽自動車税の環境性能割の廃止に伴う財源の確保に係る措置を次のとおり講ずる。（改正法附則第二十二条関係）

⑴　国は、自動車税の環境性能割及び軽自動車税の環境性能割の廃止による地方税の減収に係る安定財源を確保するための具体的な方策について検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

⑵　国は、⑴の措置が講ぜられるまでの間、⑴の地方税の減収により地方団体の財政運営に支障を生ずることのないよう、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

３　その他所要の規定の整備を行う。

第６　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、令和八年四月一日から施行する。（改正法附則第一条関係）